

運 免 第 6 6 号
令 和 3 年 4 月 2 0 日

交通部内所属長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

指定自動車教習所職員講習実施要領の制定について

指定自動車教習所の職員に対する講習については、指定自動車教習所職員講習実施要領（平成29年3月1日付け青警本運免第1302号、以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、デジタル化の推進等社会情勢の変化を踏まえ、所要の改正を行い、令和3年5月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本通達の運用をもって廃止する。

担当 運転免許課試験・教習所係

別添

指定自動車教習所職員講習実施要領

第1 目的

この要領は、委託講習等の実施に関する規則（平成23年12月青森県公安委員会規則第9号。以下「委託規則」という。）第8条の規定に基づき、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が委託する指定自動車教習所職員講習（以下「職員講習」という。）について委託を受けた者が行う基本的な実施要領を定めることを目的とする。

第2 基本的留意事項

1 講習内容等

(1) 講習事項、時間割等

職員講習は、教習指導員、技能検定員及び副管理者（以下、「指定職員」という。）に対して実施するが、それぞれの講習に係る講習事項及び時間割り等は、別表1、別表2、別表3のとおりとする。

なお、講習事項のうち実技を伴う講習、オンラインで行うことが適当でない講習事項を除いてオンラインによる講習を実施しても差し支えない。

ただし、現行法令の講習制度を前提に講習の水準を維持しつつ、受講確認等を確実にすること。

(2) 講習の日数

職員講習は、教習指導員及び技能検定員については2日間で、副管理者については1日間で行うこと。

2 講習指導員等

(1) 講習指導員等の要件

職員講習の講習指導員又は講師（以下「講習指導員等」という。）の要件は、委託規則第4条に規定するものとする。

(2) 講習指導員等研修会

職員講習の実施に先立ち講習の具体的な指導内容や効果的な実施方法を検討するため、講習指導員等研修会を開催するものとする。

また、実施後には、次回に備えるため、反省検討会を開催するものとする。

(3) 講習指導員等研修会を修了した者の特例

講習指導員等研修会を修了した者は、自らが担当する講習事項を受講したものとみなす。

3 講習用教材等

職員講習に使用する教材等は次のとおりとする。

(1) 教本等

教本及び視聴覚教材等は、「指定自動車教習所の教習の標準」、「普通自動車技能教習指導要領例」、「大型・普通自動二輪車技能教習指導要領例」、「指定自動車教習所実務必携」等の教本のほか、青森県内の交通実態・事故事例に関

する資料など、講習に必要な教材を準備すること。

(2) 自動車

講習事項である「教習指導員(技能検定員)として必要な自動車の運転技能」、「技能教習に必要な教習の技能」及び「自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能」について自動車による実習が適切に実施できるよう、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車等の自動車を必要数整備すること。

(3) 運転シミュレーター

講習事項である「技能教習に必要な教習の技能」について運転シミュレーターによる実習を行う場合には、これを適切に実施できるよう四輪及び二輪の運転シミュレーターを必要数整備すること。

第3 講習実施上の留意事項

1 計画の策定及び報告

講習の委託を受けた年度における講習の実施計画を策定し、指定自動車教習所職員講習実施計画書(委託規則別記様式23号の2)により公安委員会に報告するものとする。

2 講習の通知等

(1) 講習の通知方法

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令60号。以下「施行規則」という。)第38条第15項の規定による職員講習の通知は、講習実施日の1月前までに、指定自動車教習所職員講習通知書(施行規則別記様式第22の10)により、講習を受けるべき者を指定して、当該職員の所属する指定自動車教習所の管理者に対して行うものとする。

(2) 講習受講申請書の受理

青森県道路交通規則(平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。)第37条の2に定める指定自動車教習所職員講習受講申請書(県規則別記様式第31号の3。以下「受講申請書」という。)の提出を受けたときは、受講する区分、貼付されている青森県収入証紙の額、申請者の氏名等を確認し受理するものとする。

(3) 受講申請書の送付

受講申請書を受理したときは、講習実施日ごとに指定自動車教習所職員講習受講申請書送付書(委託規則別記様式第23号の3)により公安委員会に送付するものとする。

(4) 講習未受講者の報告等

職員講習を受ける職員として指定された職員が病気その他の理由で講習を受けることができない場合には、管理者からその旨を報告させること。

なお、連絡を受けた場合は、速やかに青森県警察本部交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)に報告のうえ指示を受けるものとする。

また、やむを得ない理由により、長期間教習業務から離れていた指定職員等については、当該職員の所属する指定自動車教習所の管理者に対して、自主的な職員教育を促進させること。

3 講習の実施場所

原則として青森県運転免許センターで行うものとする。ただし、同センターにおいて行うことが困難なときは、事前に運転免許課長と協議するものとする。

4 講習の対象等

(1) 講習の対象

職員講習は、指定職員に対しておおむね1年ごとに1回行うものとする。

(2) 受講区分

ア 職員講習を受講する指定職員が、教習指導員のほか技能検定員の資格を有する者であるときは、技能検定員に対する講習を受講させるものとする。

イ 教習指導員又は技能検定員である指定職員が副管理者である場合には、教習指導員又は技能検定員の講習のほか、副管理者としての講習も受講させるものとする。

5 学級の編成

講習は、受講者の経験年数等に応じて学級を編成して行うよう努めること。

なお、学級の人数は30人を基準とすること。

教習指導員又は技能検定員に対する職員講習は、これらの者の教習又は技能検定に用いる自動車の種類及び教習又は技能検定の経験の別に応じ学級を編成して行うように努めることとされている。適切な講習を実施するため、可能な限り受講者の態様に応じた学級の編成について配慮すること。

なお、地域や対象となる指定職員の数、そのときの社会情勢を踏まえた人数としても差し支えない。

6 講習記録証明書の交付等

(1) 講習記録証明書の交付

職員講習を初めて受講した者については、受講結果を記録した講習記録証明書（県規則別記様式第31号の4）を交付するものとする。

(2) 受講結果の記録

職員講習の受講を終了した者については、受講者個々の講習記録証明書の裏面に受講結果を記録するものとする。講習記録証明書裏面の記録欄が埋まっている場合は、新たに講習記録証明書に受講結果を記録して交付するものとする。

7 職員講習の終了報告

職員講習を終了したときは、指定自動車教習所職員講習実施結果報告書（委託規則別記様式第23号の4）により公安委員会に報告するものとする。

第4 雑則

1 事故防止

講習中の各種事故防止に万全を期すため、実技講習の実施前に講習車両の日常

点検を励行させるなど、講師に特段の配意をさせること。

特に二輪車を用いる場合は、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

2 みなし教習指導員に対する講習

道路交通法の一部を改正する法律(平成5年法律第43号)附則第7条第2項に規定するみなし教習指導員(以下「みなし教習指導員」という。)に対する講習は、次により行うものとする。

(1) 技能教習に従事することができないみなし教習指導員

自動車による運転技能については、他の指導員が運転する自動車に同乗し、模擬技能教習については、他の指導員が行う模擬技能教習を観察学習する。

(2) 学科教習に従事することができないみなし教習指導員

模擬学科教習については、他の指導員が行う模擬学科教習を観察学習する。

3 疑義が生じた場合の取扱い

職員講習の実施について疑義が生じた場合は、その都度運転免許課長と協議するものとする。

4 備付け簿冊

下記の簿冊を備え付けるものとする。

番号	備付簿冊	保存期限	備考
1	講習指導員選任報告書(委託規則別記様式2号) (控)綴	1年	
2	講師委嘱報告書(委託規則別記様式3号)(控)綴	1年	
3	講師委嘱状交付者名簿綴	1年	
4	講習指導員等解任等届出書(委託規則別記様式第4号)(控)綴	1年	
5	指定自動車教習所職員講習実施計画書(委託規則別記様式23号の2)(控)綴	1年	
6	指定自動車教習所職員講習受講申請書送付書(委託規則別記様式23号の3)(控)綴	1年	
7	指定自動車教習所職員講習実施結果報告書(委託規則別記様式第23号の4)(控)綴	1年	

別表 1

指定自動車教習所職員講習（教習指導員）の講習事項及び時間割り等

講習事項	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			1時間
1 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1 教則の内容及びその基礎的事項 (1) 自動車の交通方法及びその基礎的事項 (2) 人間の感覚と判断 (3) 自動車と自然の法則 2 その他自動車の運転に必要な知識 (1) 初心者者の交通事故の特徴 (2) 自動車の構造及び運転理論 (3) 安全運転の手順	講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教則の内容で最近改正された事項のうち、自動車の交通方法について教習を行う上に必要な範囲において解説するとともに、その根拠となる事項及び基礎的理論を理解させるようにする。 ○ 人間の感覚や判断能力に一定の限界があり、このことを自覚して運転しなければならないことを反応時間、視力や視野の関係等から事故事例・データと関連づけながら説明する。 ○ 慣性と摩擦、遠心力及び重心と重力等自動車に影響を及ぼす自然の法則のうち主なものについて事故事例・データと関連づけながら説明する。 ○ 教則の内容に関連して、初心者者の交通事故の状況を統計的に説明し、その特徴を分析して教習への反映を図る。 ○ 自動車の基本的な仕組みの概要と運転のために交通事故の事例・データを関連づけて説明する。 ○ 安全な運転をするためには、「認知」、「判断」、「操作」の過程があり、そのうちのいずれの過程での誤りも事故につながることを強調する。 また、交差点の通行、追越し等の具体的な運転行動について、前記の過程に基づいて手順化して教習すべきことを実例を挙げて説明する。 	
2 自動車教習所に関する法令等についての知識	1 教習指導員として必要な一般的知識 (1) 教習所の使命 (2) 指定基準の維持及び教習水準の向上 (3) 教習所職員としての心構え		<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定自動車教習所は、初心運転者の養成機関であるが、同時に運転者の資質を向上させることにより交通事故の防止を図るための教育を行う使命を持ち、その社会性、公共性は極めて高いことを改めて認識させる。 ○ 次のことを最近の適合命令 卒業証明書等の発行禁止処分等の教習に係る処分事案を取り上げて強調する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 指定基準の維持 教習所の指定は、単に物的、人的の基準についてのみでなく、運営上の基準を含めて行われるもので、これらの基準は、指定後も継続して維持されなければならないこと。 イ 教習水準の向上 運営上の基準は、教習環境、教習機材及び教習方法並びに指導員の教習能力等が含まれるが、これらは、指定時の水準を維持すべきことはもとより、変化する交通の情勢に対応できるよう、常に向上を図ること。 ○ 次の事項を中心に職員としての心構えを再認識させる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員としての自覚 教習所の使命を理解し、職員としての倫理観を持つとともに、常に専門的教育者としての知識技能の研鑽に努めること。 イ 接遇 教育は、教えられる者が教える者を信頼するところから始まるので、接遇に当たっては、次の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> (7) 清潔な服装をするとともに、他人に不快の念を起させない身だしなみをする。 (イ) わかりやすい、やさしい言葉遣いをする。 (ウ) 親しみやすい態度をとる。 <p>要するに、教えられる教習生の立場に立って親切丁寧な対応や教習を行うことが接遇の要点であること。</p>	1時間

	<p>2 教習所関係法令 (1) 教習所の指定、監督及び処分に関する法令</p> <p>(2) 教習に関する基準</p>		<p>○ 教習所の指定、監督及び処分等法令に定める事項を解説して、教習所が法令に準拠した初心運転者の教育機関であることを再認識させる。</p> <p>ア 指定の意義 指定の目的から運転者の資質向上のための教育を行うことを信託された機関であること。</p> <p>イ 検査及び資料の提出 監督の一環であり、教習所の適正化を図るもので、技能検定の立会もその一つであること。</p> <p>ウ 指定解除及び卒業証明書等の発行禁止 教習所に対する処分の制度は、技能試験免除の効果を担保しようとするものであること。</p> <p>エ 受講命令 教習所は絶えずその基準及び教習水準の向上を図る義務を持つ。そのため、公安委員会の行う講習を受けるほか、自らも知識及び技能の向上に努めなければならないこと。</p> <p>○ 次の事項について教習指導員として必要な範囲内で解説する。</p> <p>ア 教習指導員の要件</p> <p>イ コース及び教習車両の基準及びその整備</p> <p>ウ 教習の時間及び方法</p> <p>エ 教習効果の確認（みきわめ）の方法</p> <p>なお、関連して技能検定、運転免許試験の実施方法等についても解説しておくこと。</p>	
<p>3 教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>1 教習指導員として必要な基礎的教育理論 (1) 学習指導の準備</p> <p>(2) 学習の理論</p> <p>2 自動車の運転適性についての知識 (1) 性格等に関する運転適性 (2) 適性診断票の読み方 (3) 技能教習への反映</p>	<p>講義及び討議 教本、視聴覚教材等</p>	<p>○ 効果的な教習を行うためには、次の準備が必要であることを説明する。</p> <p>ア 学習のねらいの明確化と学習目標の設定</p> <p>イ 効果的に学習を進めるための教案の作成</p> <p>ウ 次の事項を重点とする学習の進め方の研究 (ア) 学習意欲の向上を図ること。 (イ) 教室の雰囲気作りをすること。 (ウ) 教師に対する信頼感を植え付けること。</p> <p>○ 以下の点に関し、具体的に説明（又はグループ討議）する。</p> <p>ア 効果的な学習方法と教授方法 次のことが、学習効果を高めることを具体的に説明する。 (ア) 学習目標を提示すること。 (イ) 学習場面における特性を理解すること。 (ウ) 学習を受ける者の年齢、性別、能力及び興味等の個人差による相違を知ること。</p> <p>イ 学習、記憶方法の概要 (ア) 全体学習と部分学習について (イ) 論理的、図式的、機械的及び記銘等の記憶方法について</p> <p>ウ 学習補助手段の利用方法 板書、視聴覚教材の利用、実物の提示及び実演の効果について説明する。</p> <p>エ 学習の反復効果 連続反復及び適当な間隔をおいての学習の効果について説明する。 注 本項目について講義により説明する場合には、対象指導員に応じて必要な事項に重点をおき、教習上の具体的事例を引用するなどして興味を持たせるよう配慮すること。</p> <p>○ 事故多発傾向者の存在とその検出方法を概説するとともに、適性診断票の読み方、指導助言の仕方について説明し、教習生の特性に応じた教習を行うことが教習効果の向上につながることを説明する。</p>	<p>1 時間</p>
<p>4 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p>	<p>教習指導員として必要な運転技能</p>	<p>実習 自動車等</p>	<p>○ 試験場コース等において、受講者が主に教習を行っている車種に応じ、1グループ3人を単位として実車により走行させて、受講者各人の運転技能を点検し、欠陥の矯正を行うことにより運転技能の向上を図る。</p>	<p>4 時間</p>
<p>5 技能教習の教習</p>	<p>(1) 技能教習の方法</p>	<p>実習</p>	<p>○ 試験場コース等において、受講者が主に教習を</p>	

方法	(2) みきわめの方法	教本、自動車、運転シミュレーター等	行っている車種に応じ、1グループ3人を単位として、実車等によりモデル教習生の指導を行わせ、他の者にはこれを観察させ、教習状況について講評を行い、観察した受講者に指摘させる等の方法で、教習重点及びみきわめの重点等を把握させ、技能教習の向上及びみきわめの統一を図る。	
6 学科教習の教習方法	(1) 教習の重点 (2) 教習の進め方 (3) 教材の活用方法	実習 教本、視聴覚教材等	○ 特定の項目等について、教室において模擬教習を行わせ、その教習状況について討議・講評を行うか、又は講師自らが教習を行うものを見学させた後討議するなどの方法で、教習重点、教習の進め方及び教材の活用方法などを把握させ、教習方法の向上を図る。	2時間
講 習 時 間 合 計				9時間

備考1 各講習項目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力及びその時の社会情勢等に応じて若干の変更を行っても差し支えない。

- 2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。
- 3 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

指定自動車教習所職員講習（技能検定員）の講習事項及び時間割り等

講習事項	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			1時間
1 教則の内容となっている事項	1 教則の内容及びその基礎的事項 (1) 自動車の交通方法及びその基礎的事項 (2) 人間の感覚と判断 (3) 自動車と自然の法則	講義 教本、視聴覚教材等	○ 教則の内容で最近改正された事項のうち、特に技能検定に必要な範囲（採点基準に関連する事項を中心とする）について解説する。 ○ 人間の感覚や判断能力に一定の限界があり、このことを自覚して運転しなければならないことを反応時間、視力や視野の関係等から事故事例・データと関連づけながら説明する。 ○ 慣性と摩擦、遠心力及び重心と重力等自動車に影響を及ぼす自然の法則のうち主なものについて事故事例・データと関連づけながら説明する。	1時間
2 自動車教習所に関する法令等についての知識	1 技能検定員として必要な一般的知識 (1) 教習所の使命 (2) 指定基準の維持及び教習水準の向上 (3) 教習所職員としての心構え 2 教習所関係法令 (1) 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 (2) 技能検定に関する基		○ 指定自動車教習所は、初心運転者の養成機関であるが、同時に運転者の資質を向上させることにより交通事故の防止を図るための教育を行う使命を持ち、その社会性、公共性は極めて高いことを改めて認識させる。 ○ 次のことを最近の適合命令、卒業証明書等の発行禁止処分等の技能検定に係る処分事案を取り上げて強調する。 ア 指定基準の維持 教習所の指定は、単に物的、人的の基準についてのみでなく、運営上の基準を含めて行われるもので、これらの基準は、指定後も継続して維持されなければならないこと。 イ 教習水準の向上と適正な検定の実施 運営上の基準の維持はもとより、変化する交通の情勢に対応できるよう、常に教習水準の向上を図るとともに、適正な技能検定を実施すること。 ○ 次の事項を中心に職員としての心構えを再認識させる。 ア 職員としての自覚 教習所の使命を理解し、職員としての倫理観を持つとともに、常に技能試験を実質的に代行する者としての知識技能の研鑽に努めること。 イ 接遇 接遇に当たっては、次の点に留意すること。 (7) 清潔な服装をするとともに、他人に不快の念を起させない身だしなみをする。 (4) わかりやすい、やさしい言葉遣いをする。 (9) 親しみやすい態度をとる。 要するに、受検生の立場に立って親切丁寧な応対や検定を行うことが接遇の要点であること。 ○ 教習所の指定、監督及び処分等法令に定める事項を解説して、教習所が法令に準拠した初心運転者の教育機関であることを再認識させる。 ア 指定の意義 運転者の資質向上のための教育を行うことを信託された機関であること。 イ 検査及び資料の提出 監督の一環であり、教習所の適正化を図るもので、技能検定の立会もその一つであること。 ウ 指定解除及び卒業証明書等の発行禁止 教習所に対する処分の制度は、技能試験免除の効果を担保しようとするものであること。 エ 受講命令 公安委員会の行う講習を受けるほか、自らも知識及び技能の向上に努めなければならないこと。 ○ 次の事項について、技能検定員として必要な範	1時間

	準		<p>囲で解説する。</p> <p>ア 技能検定員の要件</p> <p>イ 技能検定の受検要件</p> <p>ウ 技能検定の実施方法及び合格基準（技能試験の実施方法）</p>	
3 技能検定の実施に関する知識	技能検定の実施方法に関する知識		<p>○ 運転免許技能試験実施基準（以下「実施基準」という。）のうち、試験の実施手順、試験課題履行条件等技能試験の実施方法について解説する。</p>	4時間
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能検定の評価方法に関する知識	講義及び討議 教本、視聴覚教材等	<p>○ 実施基準のうち、採点基準について解説するとともに、技能検定の立会検査等において見出された問題点についてグループ討議形式により検討させ、技能検定の評価方法に関する知識を把握させる。</p>	
5 技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能検定に必要な運転技能	実習 教本、自動車等	<p>○ 試験場コース等において、受講者が主として検定を行っている車種に応じ、1グループ3人を単位として、実車により走行させて、受講者各人の運転技能を点検し、欠陥の矯正を行うことにより運転技能の向上を図る。</p>	4時間
6 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	(1) 運転技能の観察力 (2) 運転技能の採点方法		<p>○ 試験場コース等において、受講者が主として検定を行っている車種に応じ、1グループ3人を単位として、モデル受検者の走行を運転免許技能試験実施基準に基づいて採点させ、その採点状況を講評するなどの方法で適正な観察及び採点要領を把握させ、運転技能の観察力及び採点方法の向上を図る。</p>	
講 習 時 間 合 計				10時間

備考1 各講習項目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力及びその時の社会情勢等に応じて若干の変更を行っても差し支えない。

- 2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。
- 3 休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。

指定自動車教習所職員講習（副管理者）の講習事項及び時間割り等

講習事項	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			1時間
1 自動車教習所に関する法令等についての知識	1 指定自動車教習所の現状と問題点 (1) 指定自動車教習所の現状 (2) 指定自動車教習所の問題点 2 教習所関係法令 (1) 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 (2) 免許関係法令	講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定自動車教習所卒業生の運転免許取得者に占める割合は極めて高く、指定自動車教習所は初心運転者の事故防止上重要な役割を果たしている。しかしながら、その卒業生の事故・違反が多い現状を説明し、最近における卒業証明書等の発行禁止の処分や教習指導員資格者証等の返納命令を受けた例を挙げるなど、現状の問題点について認識させる。 ○ 指定自動車教習所が極めて高い社会性を有することに鑑み、企業として採算性を図るだけでなく、その業務の公共性、社会性から一定の制約を受けることを認識させる。 指定自動車教習所の卒業生が技能試験を免除されることから、適正かつ効果的に教習業務等を遂行すべき義務があることを強調する。 ○ 教習所関係法令中、特に指定要件に関する事項を中心に説明し、その維持、向上に努めるべきことを説明する。 ○ 免許制度の概要について、教習所の事務処理の管理、監督に必要な範囲でその概要を説明する。 ○ 免許試験関係法令について、技能検定と技能試験との関係、学科教習と学科試験免除との関係等教習事務に必要な事項を解説する。 ○ 行政処分関係法令の概要について、運転者の指導及び指導員の管理のため必要な範囲で概要を説明する。 	
2 自動車教習所の管理に関する知識	1 教育理論等 (1) 初心運転者教育の在り方 (2) 教育理論	講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初心運転者が指導者に大きな影響を受けること、また、そのため指導の基本に沿って指導を行わなければならないことを説明し、管理的立場にある者として教育に対する理念を持つべき事を強調する。 ○ 学習の理論について、管理者的立場にある者として必要な範囲で説明する。 	1時間
	2 教習所の管理と監督 (1) 管理及び監督の原則 (2) 管理及び監督の実務		<p>下記の点について、立入り検査の結果や、提出された報告資料から把握できた問題点を中心に述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定の目的に沿った教習を行うため、物的要件を整備するとともに、人的要件を組織し、物的要件と人的要件を組み合わせる一定の計画の下に適正に運営しなければならないことを実例を取り上げながら説明する。 ○ 次の事項について実例を取り上げながら具体的に説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 施設管理（コース、教室等の施設、設備、教育器具等の物的施設の維持と保全） イ 職員管理（教習の主体となる指導員等に対する計画的な教育訓練、指示及び助言） ウ 教習生管理（教習の確保、入所と入所後の移動等） エ 保健管理（職員、教習生の健康の保持、増進） （7）保健管理のための組織と運営 <ul style="list-style-type: none"> （イ）保健管理のための施設と環境 オ 教習課程の管理（教習課程の意義、教本、視聴覚教材等の使用及び教習課程の実施の管理） カ 労務管理（適正な教習時間の確保の面からみた管理） キ 人事管理（公明、明朗な職場の維持の面からみた管理） ク 指定自動車教習所関係事務の管理（事務処理の効率化、適正化） 	2時間
	3 事務処理要領 (1) 事務処理要領の解説 (2) 管理、監督及び事務	講義及び討議 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公安委員会の定めた事務処理に関する規定、通達等の内容について、最近における改正事項や不適切な事例を取り上げ、管理者的立場にある者として必要な範囲において具体的に説明する。 ○ 管理、監督及び事務処理に関し、受講者自らの 	2時間

	処理に関する検討会		体験及び研究結果等を報告して、相互検討を行うことにより、管理、監督等に関する実務能力の向上を図る。	
講 習 時 間 合 計				6 時間

- 備考1 各講習項目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力等その時の社会情勢等に応じて若干の変更を行っても差し支えない。
- 2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。
 - 3 休憩時間は、講習時間以外に适当時間設けること。